

平成26年 第12回教育委員会 会議録

日 時	平成26年8月21日(木) 午後2時～2時35分
場 所	向日市役所 大会議室
出席委員	前田委員長、雨宮委員、白幡委員、松本委員、奥野教育長
欠席委員	なし
事務局	教育部長、教育部参事、次長兼教育総務課長、次長兼生涯学習課長、学校教育課長、学校教育課担当課長、学校教育課主幹2名、教育総務課主査
議 題	議案第9号「平成27年度に使用する小中学校教科用図書の採択について」 議案第10号「平成27年度に使用する学校教育法附則第9条に規定される教科用図書の採択について」
傍 聴 者	3名
委員長	開会宣言
委員長	まず、議案第9号「平成27年度に使用する小中学校教科用図書の採択について」を上程する。
事務局	<p>— 議案第9号提案説明 —</p> <p>教科用図書の採択についての提案説明に入る前に、教科用図書採択に関する要望が1団体から出されており、すでに写しをお渡ししているが、その後については、要望等はなかったことを報告する。</p> <p>それでは、「平成27年度に使用する小中学校教科用図書の採択について」説明をする。</p> <p>小中学校の教科用図書については、学校教育法第34条第1項及び第49条の規定に基づき、文部科学大臣の検定を経た教科用図書を使用しなければならないこととなっている。</p> <p>さらに、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第12条第1項に基づき、京都府教育委員会により採択地区が定められており、本市と長岡京市及び大山崎町が、乙訓地区として同一の採択地区となっている。</p> <p>採択地区内の市町村の教育委員会は、都道府県の教育委員会が行う指導、助言又は援助により、協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならないとされており、協議する場として、2市1町の教育委員15名と小中学校校長2名の合計17名で組織される、乙訓地区小中学校使用教科用図書採択協議会を設置している。</p> <p>教科用図書の選定にあたり、5月28日に乙訓地区小中学校使用教科用図書採択協議会が開催され、2市1町の小学校校長9名、教頭3名、教諭23名、指導主事8名の合計43名が教科用図書の調査研究員として委嘱され</p>

た。

調査研究員は、京都府教育委員会から示された3つの採択基準及びその基準に対する基本観点に基づき、専門分野ごとに調査研究を行った。

採択基準及びその基準に対する基本観点については、

○採択基準1

学習指導要領に示す目標の達成のために工夫されていること

【基本観点】

- ・全体としての特徴や創意工夫

○採択基準2

内容や構成が学習指導を進める上で適切であること

【基本観点】

- ・基礎的・基本的な内容の定着を図るための配慮
- ・思考力、判断力、表現力等の育成を図るための配慮
- ・児童が自主的に学習に取り組むことができる配慮
- ・学習指導要領に示していない内容の取扱い
- ・他の教科等との関連

○採択基準3

使用上の便宜が工夫されていること

【基本観点】

- ・表記・表現の工夫

と示されている。

7月2日に調査研究員から採択協議会に各教科の調査研究結果の中間報告が行われ、8月6日には調査研究員から調査研究結果の最終報告が行われた。この最終報告に基づき、採択協議会で慎重な審議が行われ、平成27年度から平成30年度まで、乙訓地区の小学校で使用する教科用図書が選定された。（別紙資料①）

本案は、採択協議会での選定結果どおりの教科用図書を採択すること及び選定理由を採択理由とすることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項第6号及び教育長の事務委任規則第2条第1項第14号の規定により、教育委員会の議決を求めるものである。

委員長

採択協議会での選定にあたっては、委員の皆さんも協議会のメンバーとして、協議に加わっていただき、各教科ごとに十分に審議が尽くされており、選定された教科用図書及び選定理由についても、ご承知いただいているので、教科ごとでなく一括の審議としたい。

（全員異議なし）

委員長

それでは、何かご意見などあればお願いしたい。

委員	<p>国語（東京書籍）について、古典や童話の作品が多く取り上げられていて、小学校の段階からたくさんの物語に触れ、文学性を培うことは大切なことである。また、付録部分にも多くの推薦図書の紹介があり充実している。</p> <p>書写（東京書籍）では、国語と同じ出版社であるため、内容に関連性があり、また、教科書がひと回り大きく、児童が書き込み練習をするためのスペースがたくさんあり使いやすい。</p>
委員	<p>社会（東京書籍）について、学習の目標がはっきりと提示されていて、その目標に向けた学習が進むように工夫されていた。題材は全国からバランスよく取り上げており、京都の北山杉や鴨川についても触れられていて地域教材への配慮もある。</p> <p>裁判員制度などにも触れていて、日常から児童が今日的な問題に感心を持つことは大切である。</p> <p>地図（帝国書院）について、全体的にとっても見やすく、長岡京のエリアもわかりやすく表示されていた。</p>
委員	<p>算数（新興出版社啓林館）について、基礎的な復習問題から発展的な問題まで、数多く掲載されているので、算数が苦手な児童から得意な児童まで対応できる、使いやすい教科書である。</p> <p>理科（新興出版社啓林館）について、実験前に予想させる場面が多くあり、予想から結論に導くという理科的な思考を育むことができ、昨今の理数科離れに対し、児童が算数や理科に興味を持つような工夫がされている。</p>
委員長	<p>図工（日本文教出版）について、各単元に「かたづけ」の項目があり、その中で「まだ使えそうな釘を分ける」という表現が特に印象的で、道具や材料を大切にするという配慮がされている。</p> <p>家庭科（開隆堂出版）について、欄外の一口メモに、裁ちばさみの「裁つ」やお米を炊くの「炊く」など、昔からの言葉を大切に扱って説明されている。</p>
教育長	<p>選定に当たっては、京都府教育委員会が示す採択基準と基本観点に沿って、学習指導要領に示されている目標の達成のために創意工夫や基礎的・基本的な内容の定着、思考力・判断力・表現力等の育成、発展的な学習内容、他の教科との関連などを踏まえて、慎重に検討を行った。</p> <p>京都府教育委員会の小学校教科用図書選定資料を十分に調査研究した結果、全体として各教科とも児童の意欲、関心を高め学習への課題意識をしっかりと持たせることで、児童が主体的に学ぶことができる教科書の選定がされており、選定結果と同様に教科用図書及び選定理由を採択したいと思う。</p> <p>なお、平成27年度に向けて、小学校の全教職員が新しい教科書を十分勉強して児童に「分かる授業」をしっかりと行い、確かな学力の向上に向け尽力</p>

<p>委員長</p>	<p>願いたい。</p> <p>議案第9号の採決を行う。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>委員長</p>	<p>議案第9号は承認された。</p>
<p>事務局</p>	<p>なお、平成27年度に中学校で使用する教科用図書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同施行令第14条第1項により、4年間は、種目ごとに同一の教科用図書を採択することとなっていることから、平成24年度から使用している中学校用の教科用図書を平成27年度においても採択することとする。</p>
<p>委員長</p>	<p>次に、議案第10号「平成27年度に使用する学校教育法附則第9条に規定される教科用図書の採択について」を上程する。</p>
<p>事務局</p>	<p>— 議案第10号提案説明 —</p> <p>小中学校の教科用図書については、学校教育法第34条第1項及び第49条の規定に基づき、文部科学大臣の検定を経た教科用図書を使用しなければならないこととなっており、特別支援学級においては、学校教育法附則第9条の規定により、一般図書を教科用図書として使用することができることとなっている。</p> <p>一般図書については、京都府教育委員会から示された採択基準及びその基準に対する基本観点に基づき、当該学年や下学年用の文部科学省検定教科書の使用も考慮したうえで、「平成27年度用一般図書一覧」を参考に選定している。</p> <p>平成26年度に小学校の特別支援学級に在籍する1～5年生、55名について、平成27年度に使用する教科用図書を検討した結果、すべての教科において文部科学省検定教科用図書のみを使用する6名を除いた、49名分の一般図書、114冊を選定したものである。</p> <p>なお、一般図書114冊については、同じ図書を複数の児童用として選定している場合もある。</p> <p>また、中学校においては、特別支援学級に在籍するすべての生徒が、文部科学省検定教科用図書を使用する予定としているので、審議する一般図書はない。</p> <p>学校教育法附則第9条に規定される教科用図書の採択にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項第6号及び教育長の事務委任規則第2条第1項第14号の規定により教育委員会の議決を求めるも</p>

のである。

－ 各委員 展示図書を確認 －

【質疑等】

委員

「はじめてであう美術館」は、有名な絵画等がたくさん掲載されていて、児童が本物に出会うよい機会になると思う。

委員長

議案第10号の採決を行う。

(全員挙手)

委員長

議案第10号は承認された。

委員長

閉会宣言